

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

令和03年12月24日

計画の名称	新居浜地域住宅計画（第 期）												
計画の期間	令和04年度 ~ 令和08年度（5年間）								重点配分対象の該当				
交付対象	新居浜市												
計画の目標	公営住宅のセーフティネット機能の向上及び良質な住宅ストックの形成と循環型社会における環境に配慮した住環境の整備を図るため、適切な品質と性能が備わった公営住宅等の建替え及び改善を促進する。												
全体事業費（百万円）	合計（A + B + C + D）	1,795	A	1,783	B	0	C	12	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C + D)	0.66	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値	中間目標値	最終目標値
		令和4年度当初		令和8年度末
1	公営住宅のバリアフリー化率 (公営住宅のバリアフリー化率) (バリアフリー化対応完了戸数) / (公営住宅管理戸数)	76%	%	79%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

C 効果促進事業

基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												R04	R05	R06	R07	R08			
		一体的に実施することにより期待される効果																	
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	C15-001	住宅	一般	新居浜市	直接	新居浜市	-	-	公営住宅駐車場整備事業	公営住宅の駐車場整備（東田団地）	新居浜市						12		策定済
		公営住宅等整備事業（A15-001）と一体的に実施することにより、入居者の利便性の向上を図る。																	
		計画別添																	
											小計						12		
											合計						12		

交付金の執行状況

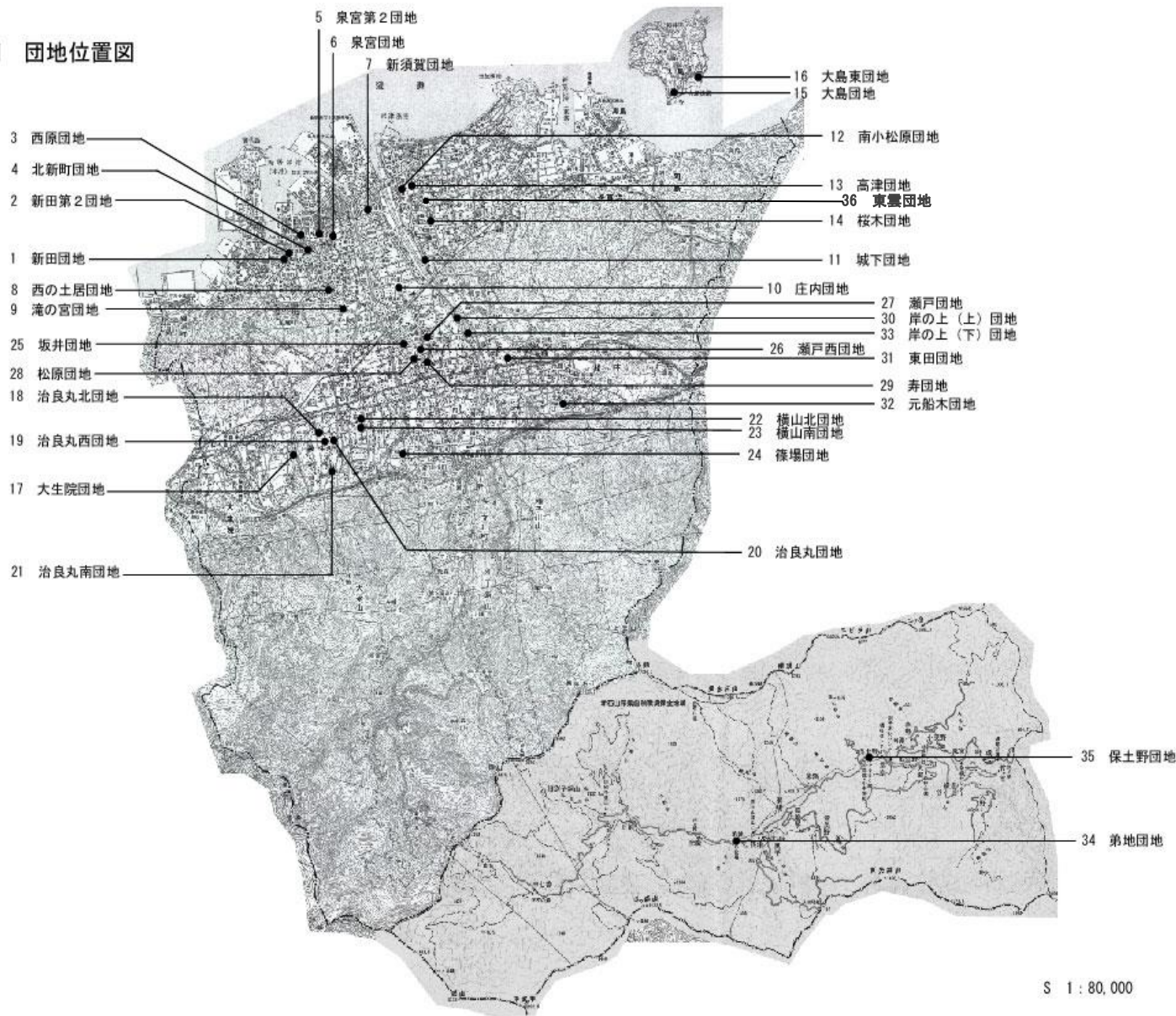
(単位:百万円)

	R4	R5	R6	R7	R8
配分額 (a)	342	187			
計画別流用 増△減額 (b)	0	0			
交付額 (c=a+b)	342	187			
前年度からの繰越額 (d)	0	0			
支払済額 (e)	0	185			
翌年度繰越額 (f)	0	2			
うち未契約繰越額 (g)	0	0			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0	0			
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由					

(参考図面)

計画の名称	新居浜地域住宅計画（第Ⅳ期）	交付対象	新居浜市
計画の期間	令和4年度～令和8年度（5年間）		

□ 団地位置図



基幹事業

【A15-001 公営住宅等整備事業】

- ・ 建替事業
東田団地 (31)

【A15-002 公営住宅等ストック総合改善事業】

- ・ 屋上防水改修工事
泉宮団地 (6)
南小松原団地 (12)
松原団地 (28)
- ・ 給水方式変更工事
松原団地 (28)
- ・ ベランダ手摺改修工事
新田第二団地 (2)
- ・ 公営住宅等長寿命化計画見直し業務委託
公営住宅、改良住宅

【A15-003 改良住宅ストック総合改善事業】

- ・ 屋上防水改修工事
南小松原団地 (12)
- ・ 給水方式変更工事
南小松原団地 (12)

効果促進事業

【C15-001 公営住宅駐車場整備事業】

- ・ 駐車場整備事業
東田団地 (31)

事前評価チェックシート

計画の名称： 新居浜地域住宅計画（第 期）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
II. 計画の効果・効率性 地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○

事前評価	チェック欄
III. 計画の実現可能性 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
III. 計画の実現可能性 地域住宅計画を公表することとしている。	○
III. 計画の実現可能性 地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	○
III. 計画の実現可能性 計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	○
III. 計画の実現可能性 計画期間中の計画管理（モニタリング）体制が適切である。	○